

第四百十三回国会 参議院労働・社会政策委員会会議録第二号

平成十年九月八日(火曜日) 午前十時開会

委員の異動

九月七日 山崎 正昭君 市田 忠義君 補欠選任 久野 恒一君 吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長 吉岡 吉典君 理事 末広まきこ君 田浦 直君 溝手 顯正君 笹野 貞子君 長谷川 清君

委員

大島 慶久君 久野 恒一君 齊藤 滋宜君 鈴木 政二君 今泉 昭君 小宮山洋子君 但馬 久美君 吉川 春子君 大脇 雅子君 鶴保 庸介君 田名部匡省君 高橋紀世子君

衆議院議員

労働委員長 岩田 順介君

国務大臣

労働大臣 甘利 明君

政府委員

事務局側

常任委員会専門員 山岸 完治君

労働政務次官 小山 孝雄君

労働大臣官房長 渡邊 信君

労働省労働基準局長 伊藤 庄平君

本日の会議に付した案件 ○労働問題及び社会政策に関する調査 (労働行政の基本施策に関する件)

○労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 昨七日、市田忠義君及び山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君及び久野恒一君がそれぞれ選任されました。

○委員長(吉岡吉典君) 労働問題及び社会政策に関する調査を議題とし、労働行政の基本施策及び雇用・失業情勢について、甘利労働大臣から所信及び報告を聴取いたします。甘利労働大臣。 ○国務大臣(甘利明君) このたび労働大臣を務めることになりました甘利明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

労働・社会政策委員会の御審議に先立ち、就任のごあいさつを申し上げますとともに、雇用失業情勢についての報告及び今後の労働行政についての所信の一端を申し上げます。委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。 現在、我が国の雇用失業情勢は、長引く景気の

低迷を受け、七月の完全失業率が四・一%と高い水準で推移し、有効求人倍率も〇・五〇倍と過去最低になるなど、かつてないほど厳しさを増しています。また、産業構造の変化や少子・高齢化の進展により我が国は大きな転換期にあります。 このような中で、雇用が安定し、働く方々がその持てる能力を十分に発揮し、働く喜びを実感できるような環境をつくっていくことは、社会の安定のための重要な柱であると思えます。

このため、労働行政の果たすべき役割は大きく、次のような各般の施策を積極的に推進すべきと考えております。 第一は、現下の厳しい雇用失業情勢に対する的確な対応であります。

現在、さきの総合経済対策に盛り込まれました緊急雇用開発プログラムを積極的に推進するとともに、産業構造転換・雇用対策本部の決定に基づく政府一体となったきめ細かな対策を講じているところですが、さらに、求人と求職のミスマッチを解消するため、経済団体と連携した求人情報、産業雇用情報の収集・提供システムのネットワーク化を進めてまいりたいと考えております。

また、これまでの雇用対策は、再就職の支援から始まりまして、雇用の維持、そして一歩進んで、高齢者の雇用開発などを行ってきたところでありますが、今後はこれらの対策に加え、新しい産業の創出・育成による新たな雇用機会の創出に積極的に取り組んでいくことが重要であると認識をしております。

このため、従来より行ってきた中小企業の新分野展開等に対する人材面からの支援に加え、産業政策と一体となった新たな雇用創出への支援の方策についても検討してまいります。

第二は、産業構造の変化や労働者の意識の多様化が進む中で、生き生きとして働ける環境の整備

であります。

前国会から継続審議とされております労働基準法の改正案は、働く方々の価値観や働き方への希望が多様化していることに対応した新たなルールの整備を図ろうとするものであり、一日も早く成立をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、労働者の多様な選択肢を確保する観点から、臨時的・一時的な労働力の適正、迅速な需給調整のために労働者派遣事業を充実させることとともに、労働者保護措置を充実するため、労働者派遣法の改正案を今国会に提出させていただくべく作成作業を進めております。

第三に、少子・高齢化に対応するための基盤づくりです。 出生率の低下と長寿化による少子・高齢化の進行は、労働力人口全体の減少とその年齢構成の変化につながり、経済活力の低下など将来の我が国の経済社会そのものに深刻な影響を与えることが懸念されます。

このため、少子・高齢化に対応した子育て支援の充実等女性が働きやすい環境の整備、高齢者雇用対策の推進や高齢期の生活安定のための勤労者への支援等に積極的に取り組んでまいります。 私は、労働行政を預かる者として、雇用の安定を初めとする諸課題の達成に向けて全力を挙げて取り組む所存であります。吉岡委員長を初め委員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) 以上で所信及び報告の聴取は終わりました。

○委員長(吉岡吉典君) この際、小山労働政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。小山労働政務次官。

○政府委員(小山孝雄君) 労働政務次官を仰せつかりました小山孝雄でございます。

就任以来、各地の職業安定所、基準監督署を視察してまいりましたが、特にハローワークには朝から本当にたくさんの人たちが新しい職を求めて詰めかけているさまを見て、本当に不況の実態、そしてまた雇用情勢の厳しさというものを実感してまいったところでございます。

私は、当選以来三年でございますが、労働行政というのには働く人たちが生きがいと喜びを持って働く上で極めて大事な行政だと、こういう観点から本委員会の委員として勉強してまいったところであります。これからも、本職にあつて労働行政の一層の充実、推進を願って微力を尽くしてまいりますので、吉岡委員長、理事の諸先生、そしてまた委員の皆様のお指導、御鞭撻、御協力を心からお願ひ申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(吉岡吉典君) 労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。甘利労働大臣。

○國務大臣(甘利明君) ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国を取り巻く内外の環境は大きく変化し、そのため経済社会も構造変化に直面しております。また、労働者の働き方や就業意識の多様化も進んでおります。このような状況のもとで豊かで安心できる社会、健全で活力ある経済を実現していくためには、働く人々が意欲にあふれ能力を存分に発揮するとともに安心して働くことがでさるよう、職場における労働条件や環境の整備を進めることが重要であります。このような観点に立つて、制定以来五十年を経過した労働基準法について、時代の変化に即応したものとするとともに、その実効性を一層高めるため、中央労働基準審議会において検討を重ねてまいりました。

政府といたしましては、長期間にわたる検討の結果提出された中央労働基準審議会の建議を踏まえ、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、新商品、新技術の開発等に必要と高度の専門的な知識、技術等を有する労働者を新たに確保する場合や高齢者などについて、労働契約期間の上限を三年とすることとしております。

第二に、効率的な働き方とそれによる労働時間の短縮を実現するため、一年単位の變形労働時間制について、対象期間における労働日数の限度を定めるなど要件を追加することとしております。

第三に、時間外労働を適正なものとするため、労働大臣は、労使協定で定める労働時間の延長の限度等について基準を定め、関係労使は労使協定を定めるに当たり、これに適合したものとなるよううにしなければならないこととしております。その際、育児または介護を行う女性労働者のうち希望者について、一定期間、通常の労働者より短い限度の基準を定めるとともに、この期間中に政府は育児または介護を行う男女労働者の時間外労働に関する制度のあり方について検討することとしております。

第四に、事業運営上の重要な決定が行われる事業場における企画、立案等の業務について、労使委員会、対象となる労働者の具体的な範囲、健康及び福祉を確保するための措置等を委員の合意で決議し行政官庁に届出ることにより、決議の内容に基づいて裁量労働制の対象とすることができるとしております。

第五に、児童労働に関する国際的動向に沿って、最低年齢に係る規定を整備することとしております。

第六に、都道府県労働基準局長が労働条件についての紛争の解決の援助を行うこととしております。

その他、労働契約締結時の書面による労働条件明示に係る事項の追加、一斉休暇の適用除外、年次有給休暇の付与日数の引き上げ等の所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律は平成十一年四月一日から施行することとしておりますが、紛争の解決の援助に関する部分は平成十二年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明を申し上げます。

なお、衆議院において、新たな裁量労働制について、労働者本人の同意等を労使委員会の決議事項として追加すること、労使委員会の労働者代表委員について任期を定めた上で民主的な信任手続によることを要件とすること、指針を定めるに当たつての中央労働基準審議会への付議、労働基準監督署長への定期的な報告の義務づけ、施行期日の平成十二年四月一日への延期、施行後三年経過時点における検討に関する修正が、また、育児または介護を行う女性労働者のうち希望者についての労働時間の延長の限度等についての基準を定めるに当たつての水準及び当該措置が終了するまでの間における検討内容、国が深夜業に従事する労働者の就業環境整備等のための関係者の自主的努力を促進することに關する修正が行われております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院労働委員長岩田順介君から説明を聴取いたします。岩田君。

○衆議院議員(岩田順介君) おはようございます。岩田でございます。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

その修正の趣旨は次のとおりであります。

まず、新たな裁量労働制については、第一に、新たな裁量労働制を適用するに当たり、対象労働者の同意を得なければならないこと等を制度実施の要件とするものとする。

第二に、労使委員会の労働者代表委員については、任期を定めて指名されるとともに、当該事業場の労働者の過半数の信任を得なければならないものとする。

第三に、労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聞いて、対象となる業務その他労使委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第四に、使用者は、定期的に、労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況等を労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

第五に、新たな裁量労働制に係る改正規定の施行期日を、平成十一年四月一日から平成十二年四月一日に延期するものとする。

第六に、政府は、新たな裁量労働制の規定の施行後三年を経過した場合において、当該規定について、施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

次に、時間外労働に関する激変緩和措置等については、第一に、労働大臣は、激変緩和措置として子の養育または家族の介護を行う女性労働者に係る労働時間の延長についての基準を定めるに当たつては、一年当たりの労働時間の延長の限度として百五十時間を超えないものとしなければならないものとする。

第二に、第一の激変緩和措置後については、政府は、その措置が終了するまでの間において、時間外労働が長時間にわたる場合には子の養育または家族の介護を行う労働者が時間外労働の免除を請求することができるよう制度に關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

次に、深夜業に関する自主的な努力の促進につ

いては、国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を促進するものとする。ことである。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(吉岡吉典君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十時十六分散会

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、育児休業制度の拡充に関する請願(第七七号)

第七七号 平成十年八月四日受理

育児休業制度の拡充に関する請願

請願者 大分市光吉台一〇ノ一四五 林芳弘 外千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

少子高齢化社会が進展する中、子育て支援策等の確立実施は時代の要請である。子供を守り親の支援を行うため新たな児童育成支援制度を拡充するよう求める。

ついては、次の措置を採りたい。
一、育児休業中の所得保障の八割給付の実現など、育児休業法を拡充すること。

九月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び は衆議院修正)

労働基準法の一部を改正する法律案

第八部 労働・社会政策委員会会議録第二号

労働基準法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第八條を次のように改める。

第八條 削除

第九條中「労働者」を「労働者」に改め、「前条の」を削り、「事業」とを「事業」とに改める。

第十二條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中、「日」を「月」に改める。

第十四條中の「定」を「の定め」に、「外を、ほか」に改め、「二年」の下に「次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、三年」を加え、同条に次の各号を加える。

一 新商品、新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な専門的な知識、技術又は経験(以下この条において「専門的知識等」といふ。)であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

二 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているものに必要なる専門的知識等であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約(前号に掲げる労働契約を除く。)

三 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約(前二号に掲げる労働契約を除く。)

第十五條第一項中「に関する事項」を「及び労働時間に関する事項その他の命令で定める事項」に改める。

第二十二條の見出しを、「退職時の証明」に改め、同条第一項中「及び賞金を」と、賞金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)に改める。

第二十四條第二項ただし書中「第八十九條第一項」を「第八十九條」に改める。

第三十二條の二中「使用者は、」の下に「当該事業場において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合に於ては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」を加え、「場合において」を「とき」に改め、同条に次の一項を加える。

使用者は、命令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。
第三十二條の四第一項第一号中「次号の対象期間の初日に使用している労働者であつて、その使用期間が当該対象期間の末日の前日までに満了しないものに限る。」を削り、「同項第二号中「いい」の下に「箇月を超え」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第四号を第五号とし、同項第三号中「三箇月」を「一箇月」に改め、「当該対象期間における労働日並びに」を削り、「この労働時間及び」を削り、「各期間における」の下に「労働日数及び」を加え、同条を同項第四号とし、同項第二号の下に次の一項を加える。

三 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。第三項において同じ。)

第三十二條の四第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「における総労働時間」を「における労働日数及び総労働時間」に改め、「により」の下に「当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び」を加え、同条第三項中「命令で」を「命令で、」に、「並びに」を「並びに」に改め、「一日」を「一日」に、「並びに」を「並びに」に改め、「第一項の協定で特定期間として定められた期間を除く。及び」を「第一項の協定で特定期間として定められた期間における」に改め、同条第四項を次のように改める。

第三十二條の二第二項の規定は、第一項の協定について準用する。
第三十二條の四の次に次の一条を加える。
第三十二條の四の二 使用者が、対象期間中前条の規定により労働させた期間が当該対象期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間(第三十三條又は第三十六條第一項の規定により延長し、又は休日労働させた時間を除く。)の労働については、第三十七條の規定の例により割増賃金を支払わなければならない。
第三十二條の五第三項中「前条第四項」を「第三十二條の二第二項」に改める。
第三十三條第三項中「第八條第十六号の事業を」を「官公署の事業別表第一に掲げる事業を除く。」に改める。
第三十四條第二項中「せいを」を「一斉」に改め、ただし書を次のように改める。
ただし、当該事業場において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
第三十六條中「休日(以下この条を「休日」(以下この項)に改め、同条に次の三項を加える。
労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。
第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものであるようにしなければならない。
行政官庁は、第二項の基準に関し、第一項の

協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第三十七條第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十八條の二第四項及び第五項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十八條の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものであるとして命令で定める業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。

第三十八條の四 事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に對し当該事項について意見を述べ、これを目的とする委員会(使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。)が設置された場合において、当該委員会がその委員の全員の合意により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、命令で定めるところにより当該決議を行政官庁

に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、第三号に掲げる時間労働したものとみなす。

一 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務(以下この条において「対象業務」という。)

二 対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であつて、当該対象業務に就かせたときは当該決議で定める時間労働したものとみなされることとなるものの範囲

三 対象業務に従事する前号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間として算定される時間

四 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間の状況に依じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

六 使用者は、この項の規定により第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を対象業務に就かせたときは第三号に掲げる時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならぬこと及び当該同意をしなければ当該労働者に対して解雇その他不利な取扱いをしてはならないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、命令で定める事項

前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に、命令で定めるところにより任期を定め、かつ、命令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得て

二 当該委員会の設置について、命令で定めるところにより、行政官庁に届け出ていること。

三 当該委員会の議事について、命令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるときに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

四 前三号に掲げるもののほか、命令で定める要件

労働大臣は、対象業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るために、○中央労働基準審議会の意見を聴いて、第一項各号に掲げる事項その他同項の委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第一項の規定による届出をした使用者は、命令で定めるところにより、定期的に、同項第四号に規定する措置の実施状況その他の命令で定める事項を行政官庁に報告しなければならない。

第一項の委員会においてその委員の全員の合意により第三十二條の二第一項、第三十二條の三、第三十二條の四第一項及び第二項、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第一項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二條の二第一項、第三十二條の三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二條の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八條の四第一項に規定する委員会の決議(第三百六条第一項を除き、以下「決議」という。)」と、第三十二條の三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第二項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二條の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六條第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

第三十九條第二項を次のように改める。

使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日(以下「六箇月経過日」という。)から起算した継続勤務年数(一年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に同じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。

書、第三十六條、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二條の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八條の四第一項に規定する委員会の決議(第三百六条第一項を除き、以下「決議」という。)」と、第三十二條の三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第二項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二條の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六條第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

六箇月経過日から起算した 継続勤務年数	労働日
一年	一労働日
二年	二労働日
三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日

第四十条第一項中「第八号第四号、第五号及び第八号から第十七号まで」を「別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外」に改める。

第四十一条の見出しを「労働時間等に関する規定の適用除外」に改め、同条第一号中「第八号第六号(林業を除く。又は第七号の)を「別表第一第六号(林業を除く。又は第七号に掲げる)」に改める。

第五十六条第一項を次のように改める。

使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

第五十六条第二項中「第八号第六号乃至第十七号」を「別表第一第一号から第五号までに掲げる事業以外」に、「且つ」を「かつ」に、「満十二才」を「満十三歳」に改め、「但し」を削り、「同様である」を「同様とする」に改める。

第六十条第三項中「満十五才以上で満十八才を」を「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「ついでには」の下に、「満十八歳に達するまでの間、満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。」を加え、「の各号」を削り、同項第二号中の規定を「及び第三十二条の四の二の規定」に改める。

第六十一条第四項中「延長し」を「延長し」に、「第八号第六号、第七号若しくは第十三号」を「別表第一第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる」

事業に、「電話の事業」を「電話交換の業務」に改め、「これを」を削る。

第六十六条第一項中「第三十二条の二」を「第三十二条の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条の二」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第七十二条中「基づいて発する」を「基づく」に、「は、第三十九条第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない」を「第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「十労働日」とあるのは「十二労働日」と、同条第二項の表六年以上の項中「十労働日」とあるのは「八労働日」とする」に改める。

第七十七条中「なおつたとき」を「治つた場合において、その」に、「場合において」とし、「別表第一」を「別表第二」に改める。

第八十二条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第八十九条第二項を削る。

第九十条第二項中「前条第一項」を「前条」に、「添付」を「添付」に改める。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

〔紛争の解決の援助〕
第二百五条の三 都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たつる紛争、国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十二条第一項に規定する紛争を除く)に
関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができ。

のとする。

第六十六条の見出しを「(法令等の周知義務)」に改め、同条第一項を次のように改める。

使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、第三十八條の三第一項並びに第三十九条第五項及び第六項ただし書に規定する協定並びに第三十八条の四第一項及び第四項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の命令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

第六十六条を次のように改める。

(適用除外)
第一百六十六条 第一条から第十一条まで、次項、第一百七十七条から第一百九条まで及び第二百二十一条の規定を除き、この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

第一百九条第一号中「第三十六条ただし書」を「第三十六条第一項ただし書」に改める。

第二百二十条第一号中「第三十二条の四第四項」を「第三十二条の二第二項第三十二条の四第四項及び」に、「同条第五項」を「第三十八条の三第二項」に改める。

第三百三十四条を第三百三十六条とし、第三百三十三条を第三百三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

する第三十九条の規定の適用については、同日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第二項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

四年	六労働日	五労働日
五年	八労働日	六労働日
六年	十労働日	七労働日
七年	十労働日	八労働日
八年	十労働日	九労働日

六箇月経過日から起算した継続勤務年数が五年から七年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にある労働者に関する第三十九条の規定の適用については、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第二項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

五年	八労働日	七労働日
六年	十労働日	八労働日
七年	十労働日	九労働日

前二項の規定は、第七十二条に規定する未成年者については、適用しない。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

第三百三十三条 労働大臣は、第三十六条第二項の基準を定めるに当たつては、満十八歳以上の女性のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第九十二号)第四条の規定による改正前の第六十四条の二第四項に規定する命令で定める者に該当しない者について平成十一年四月一日以後同条第一項及び第二項の規定が適用されなくなつたことにかんが

み、当該者のうち子の養育又は家族の介護を行
う労働者(命令で定める者に限る。以下この条
において「特定労働者」という。)の職業生活の
著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮
して、命令で定める期間、特定労働者その者に
係る時間外労働を短いものとする。これを使用者
に申し出た者に限る。)に係る第三十六条第一
項の協定で定める労働時間の延長の限度につい
ての基準は、当該特定労働者以外の者に係る同
項の協定で定める労働時間の延長の限度につい
ての基準とは別に、これより短いものとして定
めるものとする。この場合において、一年についての
労働時間の延長の限度についての基準は、百五十時間を超
えないものとしなければならない。

別表第二中「別表第二
分割補償表(第八十二条関係)」に改め、同表を別
表第三とし、別表第一中「別表第一
身体障害等級及
び災害補償表」を「別表第一
身体障害等級及び災
害補償表(第七十七条関係)」に改め、同表を別表
第二とし、附則の次に次の二表を加える。

別表第一(第三十三条、第四十条、第四十一条、第
五十六条、第六十一条関係)
一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、
包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立
て、破壊若しくは解体又は材料の改造の事業
(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しく

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第百五条の二の次に一条を加える改
正規定並びに附則第八條の規定及び附則第十四條の規定(地方公務員法昭和二十五年法律第二百六
十一号第五十八條第三項の改正規定中「及び第百二条」を「第百二条及び第百五条の三」に改める部
分に限る。)は平成十年十月一日から、○第百二条の次に二条を加える改正規定(第百二条の四に係る部分
に限る。)を「満十三歳」に改める部分に限る。第六十条第三項の改正規定(同項第二号の改正規定を

- は伝導の事業及び水道の事業を含む。
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保
存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の
事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機
による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は
倉庫における貨物の取扱の事業
- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、
栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の
事業
- 七 動物の飼育又は水産動物物の採捕若しくは
養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事
業
- 八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は
理容の事業
- 九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は
広告の事業
- 十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事
業
- 十一 郵便又は電気通信の事業
- 十二 教育、研究又は調査の事業
- 十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健
衛生の事業
- 十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽
場の事業
- 十五 焼却、清掃又はと畜場の事業

○第百六条第一項の改正規定(第三十八條の四第一項及び第五項に規定する決議に係る部分に限る。並びに
除く。)及び○附則第六條の規定(は平成十二年四月一日から施行する。
正規定中第三十九條第五項を「第三十八條の四、第三十九條第五項」に改める部分に限る。)

(退職時の証明に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の労働基準法(以下「新法」という。)第二十二條第一項の規定は、この法
律の施行の日以後に退職した労働者について適用し、この法律の施行の前日に退職した労働者につ
いては、なお従前の例による。

(労働時間に関する経過措置)
第三条 この法律による改正前の労働基準法(以下「旧法」という。)第三十二條の四の規定は、同条第一
項の協定(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第七條に規定する労働
時間短縮推進委員会の同項に規定する事項についての決議を含む。)であつて、この法律の施行の際
同項第二号の対象期間として平成十一年三月三十一日を含む期間を定めているものについては、な
おその効力を有する。

(休憩に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にされた旧法第三十四條第二項ただし書の許可の申請であつて、この法律
の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分につい
ては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第三十四條第二項ただし書の規定による許可を受けた場合前項の規定に
より同項の許可を受けた場合を含む。)における休憩時間については、なお従前の例による。
(年次有給休暇に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際四月一日以外の日が基準日(継続勤務した期間を新法第三十九條第二項に
規定する六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該
期間)の初日)をいう。以下この条において同じ。)である労働者に係る有給休暇については、この法律
の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、同項及び新法第三十九條第三項の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

2 新法第三十五條第一項に規定する労働者であつて平成十二年四月一日において継続勤務するも
ののうち、同日において四月一日以外の日が基準日である労働者に係る有給休暇については、同年四
月一日から同日後の最初の基準日の前日までの間は、同月一日前において同項の規定により読み替
えて適用する新法第三十九條第二項及び第三項の規定の例による。
3 前項の規定は、新法第三十五條第二項に規定する労働者であつて平成十三年四月一日において
継続勤務するものについて準用する。
(最低年齢に関する経過措置)

第六条 第五十六條第二項の改正規定(「満十二才を「満十三歳」に改める部分に限る。以下この条にお
いて同じ。))の施行前にされた満十二歳の児童を使用する許可の申請(映画の製作又は演劇の事業に
係る職業に係る申請を除く。)であつて、第五十六條第二項の改正規定の施行の際に許可又は不許可
の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
2 第五十六條第二項の改正規定の施行前に旧法第五十六條第二項の規定による許可を受けた場合(前
項の規定により同項の許可を受けた場合を含む。)における児童の使用については、なお従前の例に

よる。

3 新法第五十六条第二項に規定する職業のうち、満十二歳の児童の就労実態、当該児童の就労に係る事業の社会的必要性及び当該事業の代替要員の確保の困難性を考慮して労働省令で定める職業については、労働省令で定める日までに行政官庁の許可を受けたときは、満十二歳の児童をその者が満十三歳に達するまでの間、その者の修学時間外に使用することができる。この場合において、第五十七条第二項、第六十条第二項及び第六十一条第五項の規定の適用については、第五十七条第二項とあるのは、「児童(労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)附則第六条第三項の規定により使用する児童を含む。第六十条第二項及び第六十一条第五項において同じ。）」とする。

(年少者の労働時間に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際旧法第六十条第三項に規定する者を労働させることとして使用する使用者については、同項第二号の規定に基づき旧法第三十二条の四第一項第二号の規定の例による対象期間として定められている期間(平成十一年三月三十一日を含む期間に限る。)が終了するまでの間、新法第六十条第三項第二号中「第三十二条の四及び第三十二条の四の二の規定」とあるのは、「労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)による改正前の第三十二条の四の規定」として、同項の規定を適用する。

(紛争の解決の援助に関する経過措置)

第八条 平成十一年三月三十一日までの間は、新法第五十五条の三第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十二条第一項」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十四条」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定の施行前にした行為並びに附則第二条及び第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項並びに附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三十二条の四の規定に係る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、第三十八條の二の次に二条を加える改正規定(第三十八條の四に係る部分に限る。)の施行後三年を経過した場合において、新法第三十八條の四の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新法第三百三十三條の命令で定める期間が終了するまでの間において、子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の動向、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の施行の状況等を勘案し、当該労働者の福祉の増進の観点

○ 時間外労働が長時間にわたる場合には、
の免除を請求することができる。
に關し

から、当該労働者の時間外労働に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるところから、

きは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(深夜業に関する自主的な努力の促進)

第十二条 国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等当該労働者の就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を促進するものとする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「直営事業」の下に「官公署の事業」を加え、「第八条第一号から第十五号まで及び第十七号に該当しない官公署並びに」を「別表第一に掲げる事業を除く。」及び「に改める。

(船員法の一部改正)

第十三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第六条中「第一条乃至第十一条、第一百七十七条乃至第一百九十九条を(昭和二十二年法律第四十九号)第一条から第十一条まで、第一百六十六条第二項、第一百七十七条から第一百九十九条まで」に改める。

第十四条 地方公務員法の一部を次のように改正する。
第五十八条第二項中「行なう」を「行う」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「第三十八條の二第二項から第五項まで」を「第三十八條の二第二項及び第三項、第三十八條の三、第三十九條第五項を第三十八條の四、第三十九條第五項、第三十九條第五項を、第二百二條及び第二百五條の三に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第三項」に、「第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を「別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「条例に特別の定めがある場合は」とする。

(最低賃金法の一部改正)
第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 労働者 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事用人を除く。)をいう。

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

